

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年6月29日認可した。

令和2年7月3日

香川県知事 浜田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）立外地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）池ノ下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）一の又地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）道上地区